

西予市乳児等通園支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、本市及び西予市家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可手続に関する規則(令和2年西予市規則第8号)の規定により乳児等通園支援事業の認可を受けた者(以下これらを「実施事業者」という。)とする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれにも該当する乳児又は幼児とする。

- (1) 生後6箇月から満3歳に達するまでの者であること。
- (2) 本市に住所を有し、かつ、保育所、幼稚園、認定こども園その他これらに類する施設(以下「保育所等」という。)に入所していないこと。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、他市町村に住所を有し、かつ、保育所等に入所していない児童であつて、当該他市町村と本市との間において広域利用に関する協議が整ったものを含むものとする。

(実施方法)

第4条 事業の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施事業者は、利用を希望する保護者に対し、利用可能日、利用時間、サービス内容、徴収する金額等について書面による説明を行い、同意を得るものとする。
- (2) 実施事業者は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録しなければならない。
- (3) 実施事業者は、事業を利用する児童(以下「利用児童」という。)の保護者に対し、必要に応じて面談、子育ての助言等を行うものとする。
- (4) 実施事業者は、利用環境に慣れるまで時間のかかる利用児童への対

応として、利用の初期に親子通園をさせることができる。

(開設日、開設時間及び利用定員)

第5条 実施事業者は、利用ニーズや受入体制を考慮し、開設日、開設時間及び利用定員を適切に設定しなければならない。

(利用時間等)

第6条 利用児童の1箇月当たりの利用時間の上限は10時間とし、実施事業者は、1時間単位で受け入れるものとする。

2 利用時間の算定は、利用児童が現に利用した時間により算定するものとする。ただし、利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて算定するものとする。

(乳児等支援給付認定)

第7条 事業の利用を希望する対象児童の保護者は、あらかじめ西予市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年西予市規則第26号)の定めるところにより乳児等支援給付認定を受けなければならない。

(利用の予約等)

第8条 利用児童の保護者は、こども家庭庁が提供する乳児等通園支援事業総合支援システム(以下「システム」という。)を通じて、利用を希望する施設に対し、利用希望日の7日前までに予約を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、システムによる予約を行うことが困難な場合その他市長がやむを得ない事由があると認めるときは、利用を希望する施設への直接の申出その他の市長が別に定める方法により予約を行うことができる。

3 前2項の予約の内容に変更又は取消しが生じたときは、保護者は速やかにシステムにより届け出なければならない。

4 予約の受付期間、定員による制限その他の予約に関する実務上の細目は、実施事業者が定める重要事項説明書等によるものとする。

(利用料等)

第9条 実施事業者は、事業を実施するために必要な経費の一部として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の20に定める乳児等支援給付費のほか、利用児童の保護者から対象児童1人につき1時間当たり300円を基準とした利用料(以下「利用料」という。)を徴収することができる。この場合において、利用料は、利用児童が現に事業を利用した時間に応じて算定するものとし、実施事業者は、予約の変更又は取消し(当日の取消しを含む。)を理由とした徴収を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用児童の保護者が次の各号に掲げる世帯に該

当するときは、前項の利用料の基準は、当該各号に掲げる世帯区分に応じ、当該各号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 生活保護等受給世帯 300円

(2) 市民税が課税されている世帯であって、その市民税の所得割の額が77,101円未満の世帯 200円

(3) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童又は要保護児童のいる世帯その他市長が必要と認める世帯 200円

3 実施事業者は、利用料のほか、給食費、副食費、保育教材費その他事業に必要な実費(以下「実費」という。)が生じた場合には、利用児童の保護者の同意を得て、実費を徴収することができる。

4 利用児童の保護者は、実施事業者が指定する方法により、指定する期日までに利用料及び実費を納入しなければならない。

5 既納の利用料及び実費は、還付しない。ただし、実施事業者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部還付することができる。

(事故発生時の対応)

第10条 実施事業者は、事業の実施に伴い事故が発生したときは、速やかに応急処置等の必要な措置を講じるとともに、当該事故の被害を受けた児童の保護者及び市長に報告を行わなければならない。

2 前項の報告の範囲、提出書類、期限その他の必要な事項については、国が定める教育・保育施設等における事故の報告等について(令和7年3月21日こ成安第44号・6教参学第51号通知)に従うものとする。

3 実施事業者は、事故により損害賠償が生じたときは、当該事故の被害者に対し、速やかに賠償を行わなければならない。

(苦情への対応)

第11条 実施事業者は、事業の利用児童の保護者から苦情を受けたときは、誠意をもってこれに対応し、自ら解決を図るよう努めなければならない。

2 実施事業者は、前項の苦情のうち、重大な内容のものについては、その経過及び結果を速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、利用児童の保護者から直接苦情を受けた場合、又は前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、実施事業者に対し指導又は助言を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 実施事業者は、事業の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施事業者及び従事者は、正当な理由がなく、事業の実施に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(書類の保管)

第13条 実施事業者は、事業に関する帳簿及び実績記録を整備し、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。